

(平成27年6月1日現在)

○スポーツ振興(推進)条例 制定状況一覧表

番号	都道府県名	提案者	条例の名称	提案議会	施行日
1	北海道	-	未制定	-	-
2	青森県	-	未制定	-	-
3	岩手県	-	未制定	-	-
4	宮城県	-	未制定	-	-
5	秋田県	-	未制定	-	-
6	山形県	-	未制定	-	-
7	福島県	-	未制定	-	-
8	茨城県	-	未制定	-	-
9	栃木県	-	未制定	-	-
10	群馬県	議員	群馬県スポーツ振興条例	平成25年2月議会	平成25年4月1日
11	埼玉県	議員	埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例	平成18年12月議会	平成19年4月1日
12	千葉県	議員	千葉県体育・スポーツ振興条例	平成22年12月議会	平成22年12月24日
13	東京都	-	未制定	-	-
14	神奈川県	-	未制定	-	-
15	新潟県	-	未制定	-	-
16	富山県	-	未制定	-	-
17	石川県	-	未制定	-	-
18	福井県	-	未制定	-	-
19	山梨県	-	未制定	-	-
20	長野県	-	未制定	-	-
21	岐阜県	議員	岐阜県清流の国スポーツ推進条例	平成25年2月議会	平成25年3月26日
22	静岡県	-	未制定	-	-
23	愛知県	-	未制定	-	-
24	三重県	知事	三重県スポーツ推進条例	平成26年11月議会	平成27年4月1日
25	滋賀県	-	未制定	-	-
26	京都府	-	未制定	-	-
27	大阪府	-	未制定	-	-
28	兵庫県	-	未制定	-	-
29	奈良県	-	未制定	-	-
30	和歌山県	-	未制定	-	-
31	鳥取県	-	未制定	-	-
32	島根県	-	未制定	-	-
33	岡山県	知事	岡山県スポーツ推進条例	平成24年6月議会	平成24年7月3日
34	広島県	-	未制定	-	-
35	山口県	知事	山口県スポーツ推進条例	平成24年2月議会	平成24年4月1日
36	徳島県	議員	徳島県スポーツ推進条例	平成26年2月議会	平成26年3月20日
37	香川県	-	未制定	-	-
38	愛媛県	-	未制定	-	-
39	高知県	-	未制定	-	-
40	福岡県	-	未制定	-	-
41	佐賀県	-	未制定	-	-
42	長崎県	-	未制定	-	-
43	熊本県	-	未制定	-	-
44	大分県	-	未制定	-	-
45	宮崎県	-	未制定	-	-
46	鹿児島県	議員	スポーツ振興かごしま県民条例	平成22年6月議会	平成22年6月25日
47	沖縄県	-	未制定	-	-
合計	制定済	9	(内訳 議員提案:6県、知事提案:3県)		
合計	未制定	38			

※ 上記の一覧表の内容は、事務局政策調査課により各都道府県の例規等を調査した結果による。

スポーツ振興（推進）条例 関係資料 目次

1 群馬県	1
2 埼玉県	4
3 千葉県	6
4 岐阜県	9
5 三重県	14
6 岡山県	19
7 山口県	23
8 徳島県	28
9 鹿児島県	32
○ 法律	36

○群馬県スポーツ振興条例（平成25年3月26日条例第29号）

群馬県は、昭和五十三年に「スポーツ県群馬」を宣言した。昭和五十八年には国民体育大会「あかぎ国体」が開催され、昭和六十三年からは全日本実業団対抗駅伝競走大会「ニューアイマー駅伝」が本県で開催され、県民挙げての恒例行事となっている。

スポーツに親しむ県民意識は高まり、県民スポーツ祭、ぐんま県民マラソンの実施や様々なスポーツ、レクリエーション活動等の普及により、いまやスポーツを行うこと、見ること、スポーツ活動を支えることは、県民生活の一部となっている。

また、地元で育ったスポーツ選手が全国や世界で活躍する姿は、県民の誇りとなり、県民に連帯感や郷土愛を呼び起こし、スポーツへの関心をさらに高める。

優れたスポーツ選手を育てるとともに、県民が生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができるよう、スポーツ環境の整備に努め、スポーツによる明るく豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、スポーツの振興に関する基本理念を定め、県及びスポーツ団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、スポーツ環境の整備等に関し基本となる事項を定めることにより、スポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツの振興に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- 一 スポーツに親しむ機会の確保　すべての県民が、体力、年齢、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しむことができる機会が確保されること。
- 二 競技力の向上　スポーツ選手の育成、指導者の確保及び養成等により競技力の向上が図られること。
- 三 青少年の育成　スポーツに関し優れた資質を有する青少年の育成、競技力の向上等に必要な環境の整備が行われること。
- 四 スポーツ環境の整備　県民が身近にスポーツに親しむとともに、スポーツにおける競技力の向上、プロスポーツ活動の支援等が図られるよう、スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）の設置その他スポーツ環境の整備が行われること。
- 五 障害者の支援　障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な支援が行われること。
- 六 生涯スポーツの振興　県民が生涯にわたって、その関心、適性等に応じて、スポーツができるよう、市町村と連携して、スポーツ団体の活動の支援その他地域における生涯スポーツの振興が図られること。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念に基づき、スポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、市町村及びスポーツ団体が行うスポーツの振興に関する取組、県民が行うスポーツ活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(スポーツ団体の責務)

第四条 スポーツ団体は、スポーツの振興に主体的に取り組むとともに、県が実施するスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、スポーツの持つ意義について理解を深めるとともに、自主的にスポーツ活動に参加することにより、体力の向上及び健康の保持増進に努めるものとする。

(拠点施設の設置等)

第六条 県は、第二条の基本理念を実現するため、スポーツ振興の拠点となるスポーツ施設の設置及び管理、その運用の改善、当該スポーツ施設への指導者の配置その他必要な施策を講ずるものとする。

(施設整備の方針)

第七条 県は、国民体育大会、プロスポーツ等の大規模なスポーツ大会の会場及び全県的なスポーツ活動の交流の場として、県有スポーツ施設の整備を行うものとする。

2 県は、市町村と連携し、各競技ごとに拠点となるスポーツ施設の整備を行うものとする。

(基本計画)

第八条 知事は、スポーツ施設（学校における体育のための施設を除く。）の設置及び管理に関する基本計画を定めるものとする。

2 知事は、前項の基本計画の作成、変更及び実施に当たっては、教育の観点から、教育委員会に対して必要な意見を求めるものとする。

3 第一項の基本計画については、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成二十年群馬県条例第二十一号）第二条に定める基本計画とみなして当該条例の規定を適用する。

(指導者の養成等)

第九条 知事は、優れたスポーツ選手を育成し、その競技力の向上を図るため、スポーツ団体と協力して、指導者の確保、計画的な養成及び資質の向上その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 前項の施策の実施に当たっては、教育委員会が行う競技力向上のための施策との連携に留意するものとする。

(顕彰)

第十条 知事は、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰を行うものとする。

2 顕彰に当たっては、実績を重視し、地道な努力が報われるよう配慮するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、スポーツの振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

○埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例(平成18年12月26日条例第70号)

(目的)

第一条 この条例は、スポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう。以下同じ。）が健康の維持増進、高齢者等の介護予防、青少年の健全育成、地域の連帯感の醸成等に大きく資することを踏まえ、スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することにより、県民の健康及び福祉の増進に資することを目的とする。

(責務)

第二条 県は、県民生活においてスポーツの果たす役割の重要性を深く認識して、市町村、スポーツ関係団体（主としてスポーツに関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）、事業者及び県民と協力して、この条例の目的が達成されるよう努めなければならない。

(スポーツに関する多様な活動の促進)

第三条 県は、スポーツを通じた地域の連帯感の醸成等が図られるよう、市町村と協力して、スポーツをすること、見ること、若しくは学ぶこと、又はこれらを支えることを促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(生涯スポーツの振興等)

第四条 県は、すべての県民が生涯にわたって、その体力、年齢、技術、関心等に応じてスポーツをすることができるよう、市町村及びスポーツ関係団体と協力して、その機会を提供するものとする。

- 2 県は、障害者の社会参加を促進するため、障害者の行うスポーツの普及に関し配慮するものとする。
- 3 県は、スポーツを通じた健康の維持増進及び高齢者等の介護予防に関し、必要な情報を適切に提供するものとする。

(子どもの体力向上及び学校体育の振興)

第五条 県は、市町村その他関係団体と協力して、子どもの体力向上のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、児童及び生徒の行うスポーツに関し、学校教育が果たすべき役割の重要性を踏まえ、市町村その他関係団体と協力して、学校における体育の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの競技力向上)

第六条 県は、スポーツの競技力の向上のため、スポーツ関係団体と協力して、講習会の開催その他指導者の育成及び資質の向上並びに選手の育成のために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備及び充実等)

- 7 県は、スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）の整備及び充実に努めなければならない。

- 2 県は、自ら保有する土地、施設等の管理に当たっては、その所在する地域のスポーツ振興のまちづくりに資するよう努めるものとする。
- 3 県は、スポーツ施設の整備及び充実に当たっては、民間の資金、土地及び施設の活用に努めるものとする。
- 4 県は、前三項の規定により県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する措置についての指針を定めるものとする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

○千葉県体育・スポーツ振興条例（平成22年12月24日条例第61号）

（目的）

第一条 この条例は、体育及びスポーツが県民の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域社会の連帯感の醸成等に資することにかんがみ、県の責務及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにすることにより、体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 体育 健康で充実した生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動を通して行われる教育活動をいう。
- 二 スポーツ 運動競技、レクリエーションその他の身体運動であって、健康の保持増進、体力の向上又は心身の健全な発達を図るために行われるもの（体育を除く。）をいう。
- 三 スポーツ関係団体等 県内において体育又はスポーツの振興のための活動を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

（県の責務）

第三条 県は、県民生活及び地域社会において体育及びスポーツの果たす役割の重要性を認識し、体育及びスポーツに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村及びスポーツ関係団体等が行う体育若しくはスポーツの振興に関する取組又は県民が行うスポーツ活動に対して必要な支援を行う責務を有する。

（スポーツ関係団体等の役割）

第四条 スポーツ関係団体等は、体育又はスポーツの振興を図るための主体的な活動に取り組むとともに、県又は市町村が実施する体育及びスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民参加の促進）

第五条 県は、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、広報活動、啓発活動等を通じて、体育及びスポーツの重要性に対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めなければならない。

- 2 県民は、体育及びスポーツの重要性に対する関心と理解を深め、スポーツ活動に親しむよう努めるものとする。

(生涯スポーツの振興)

第六条 県は、すべての県民が生涯にわたって、それぞれの体力、年齢、技術、目的等に応じて、様々なスポーツに親しむことができるようするため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携して、県民がスポーツに参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、優秀なスポーツの選手、指導者等の有する能力を地域のスポーツ活動において積極的に活用するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの体力向上と体育の充実)

第七条 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、体育に関する施策の充実を図るために、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、教職員の資質の向上に努めるとともに、地域における指導者の派遣その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の健康の保持増進)

第八条 県は、県民の体育及びスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを支援するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者スポーツの振興)

第九条 県は、障害者の自立及び社会参加を促進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツの競技力の向上)

第十条 県は、スポーツの競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、計画的な選手の育成及び指導者の養成、スポーツ医・科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備及び充実)

第十二条 県は、スポーツ活動の推進を図るため、スポーツ施設（設備を含む。）の整備及び充実に努めるものとする。

2 県は、県民のスポーツ活動の場として学校その他公共の施設が有効利用されるよう、市町村と連携して必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、体育及び スポーツの振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○岐阜県清流の国スポーツ推進条例（平成25年3月26日条例第29号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 推進施策（第七条—第十五条）

第三章 推進体制等（第十六条—第二十条）

附則

スポーツは、青少年の健全な育成や体力の向上に大きな役割を果たしている。また、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。さらに、スポーツ及びスポーツを支える活動は、その活動を通じて、地域の一体感や活力を醸成するものであり、地域社会の絆（きずな）を構築し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生、地域の活性化、産業の振興等に寄与するものである。

岐阜県においては、「輝け はばたけ だれもが主役」という合言葉のもと、県民総参加で開催された、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会を契機として、障害者スポーツを含む、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せるとともに、岐阜方式の活用等による競技力の向上、両大会のマスコットキャラクター「ミナモ」を活用したダンス及び体操の普及を通じた県民の運動に親しむ意識の向上、おもてなし活動等を通じた県民の地域の絆づくり、障害者とともに生きる社会づくり、ボランティア活動等に対する意識の高揚等、スポーツを支える活動を含めたスポーツの推進がもたらす成果を強く実感したところである。こうした成果を継続し、発展させ、岐阜県の貴重な財産として引き続き活用し、健康で活力のある地域づくりを進めていくことは、私たち県民一人一人の重要な責務である。

ここに、私たちは、子どもから高齢者まで、生涯にわたり、自らの年齢、関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することにより、明るく健康で心豊かな県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、スポーツ（運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念を定め、並びに県の責務及びスポーツ関係団体の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 スポーツは、これを行う者の安全の確保に必要な配慮をするとともに、スポーツを通じて県民の心身の健康の保持増進が図られるように推進されなければならない。
- 2 スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、自らの年齢、関心、適性等に応じて親しむことができるよう推進されなければならない。
- 3 スポーツは、心身の成長過程にある青少年によるスポーツ活動が生涯にわたる県民の心身の健康の増進、豊かな人間性の涵養及び規範意識の醸成のため特に重要であるとの認識の下に、学校、スポーツ関係団体（スポーツに関する事業を行い、その振興に資する活動を行う団体をいう。以下同じ。）、家庭、地域住民その他の関係者が相互に連携を図りながら推進されなければならない。
- 4 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をするとともに、障害者の自立及び社会参加を促進する等、障害者とともに生きる社会の推進に資するよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、岐阜県のスポーツ選手が全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、岐阜方式（一つのスポーツチームが、複数の企業から選手の雇用等による支援を受けながら活動していく方式をいう。以下同じ。）の継続等、競技水準の向上に資する施策について、関係者が相互に有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 6 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、地域の絆づくり及び地域の活性化が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

- 第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、知事、教育委員会その他の関係機関が相互に連携を図りつつ、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民、スポーツ関係団体、健康及び福祉に關わる団体、学校、企業、その他の関係団体との連携に努めるものとする。

(スポーツ関係団体等の役割)

- 第四条 スポーツ関係団体その他の関係団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むとともに、県、市町村、他のスポーツ関係団体その他の関係団体との協働に努めるものとする。

(市町村との連携)

- 第五条 県は、市町村が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じたスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民参加の促進)

第六条 県は、スポーツ関係団体、市町村、学校等と連携し、ミナモダンス及びミナモ体操（はばたけ、未来へ（ぎふ清流国体・ぎふ清流大会ソングをいう。）に合わせたダンス及び体操をいう。）等を活用した啓発活動、競技会その他スポーツイベントの開催等による高い競技水準に触れる環境づくり等を通じ、スポーツの重要性に対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。

第二章 推進施策

(推進計画)

第七条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他の必要な事項を定めるものとする。
- 3 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更をする場合について準用する。

(健康の保持増進等)

第八条 県は、スポーツ活動を推進するとともに、県民の心身の健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等県民が健やかに生活するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生涯スポーツの推進等)

第九条 県は、子どもから高齢者まで、県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、レクリエーション活動その他のスポーツ活動（以下「生涯スポーツ」という。）に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ（地域の住民が主体的に運営するスポーツ関係団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。）及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、生涯スポーツを推進するとともに、生涯にわたって生き生きと生活するための社会づくりに努めるものとする。

(青少年スポーツの推進等)

第十条 県は、地域における青少年によるスポーツ活動（以下「青少年スポーツ」という。）を推進するため、スポーツ活動に参加しやすい環境づくり及び参加する機会の提供、学校、スポーツ関係団体、家庭、地域住民その他の関係者の連携による青少年の体力の向上に向

けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、青少年スポーツを推進するとともに、豊かな人間性の涵養、規範意識の醸成等青少年の健全な育成に努めるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第十一條 県は、学校における部活動等のスポーツ活動の推進を図るため、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保及び活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者スポーツの推進等)

第十二条 県は、障害者によるスポーツ活動（以下「障害者スポーツ」という。）を推進するため、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、障害者スポーツに関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、障害者スポーツを推進するとともに、障害者が元気に安心して暮らすための社会づくりに努めるものとする。

(競技水準の向上)

第十三条 県は、競技水準の向上を図るため、年齢に応じたスポーツ選手の計画的な育成、スポーツの指導者の確保及び養成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、スポーツ選手及びその指導者がその能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びスポーツチーム（以下「スポーツ選手等」という。）の競技水準の維持向上ができるよう、岐阜方式を継続するための支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の絆づくり)

第十四条 県は、スポーツを通じた地域における絆づくりを促進するため、スポーツ大会等におけるおもてなし活動（スポーツ選手及びその関係者を温かく迎える活動をいう。）その他の地域住民の自発的な活動への支援、地域スポーツクラブへの参加の促進、スポーツ選手等と県民との交流の促進、地域スポーツクラブ相互の交流の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十五条 県は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、前条の施策のほか、各種スポーツ大会の開催及び誘致、スポーツ関連産業の振興その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 推進体制等

(県民会議)

第十六条 県は、前章に規定する施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となつてこれを実施するため、県民会議を設置する。

(スポーツ推進月間)

第十七条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が積極的にスポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、スポーツ及びスポーツを支える活動に対する関心並びにこれらを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(施設の整備等)

第十九条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備及び利用の促進に努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
- 3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○三重県スポーツ推進条例（平成26年12月24日条例第95号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策（第十条—第十五条）

第三章 推進計画（第十六条）

第四章 スポーツの推進に関する施策の推進（第十七条—第二十条）

附則

スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものである。

スポーツは、健康の保持増進及び体力の向上に資することはもとより、克己心、協同性、規範意識等のフェアプレーの精神を培い、さらに、子どもの健全な成育及び人格の形成に大きく寄与するものである。

また、スポーツは、家族のつながりを強くするとともに、スポーツが促進する人及び地域の交流は、地域社会の一体感をもたらし、地域の活性化、産業の振興等に貢献するものである。

さらには、競技会等で見られる、スポーツを通じて自らの可能性を追求し、不断の努力を続けるスポーツ選手の姿は、人々に夢と感動を与える。

このようなスポーツの持つ価値を最大限に活用し、県民の自主的かつ主体的な参画を得ながら、スポーツを通じた人づくり及び地域づくりを推進することが必要である。

ここに、県民がスポーツの価値を広く享受し、県民の力を結集した元気な三重県を目指すため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念及び基本政策を定め、県の責務並びに県民、市町、スポーツ関係団体（スポーツの推進を主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）及び民間事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって幸福を実感できる県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、その多面的な価値及び意義が十分に発揮され、県民がそれを共有し、享受できるよう、公平かつ公正な環境の下で推進されなければならない。

2 スポーツは、全ての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その関心、適性等に応じて、自主的かつ主体的に親しむことができ、その価値及び意義を実感

できるよう推進されなければならない。

3 スポーツは、県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者が自主的かつ主体的に参画し、連携することにより、推進されなければならない。

(基本政策)

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- 一 子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実
- 二 地域におけるスポーツ活動の推進
- 三 競技力（スポーツに関する競技水準をいう。以下同じ。）の向上
- 四 障がい者によるスポーツ活動の推進
- 五 スポーツを通じた地域の活性化

(県の責務)

第四条 県は、スポーツの推進に関する基本理念及び基本政策にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の推進に当たっては、県民の意見を反映させるとともに、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者の間の連携を促進するよう努めるものとする。
- 3 県は、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。
- 4 県は、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者が実施するスポーツを推進するための活動を促進するため、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第七条 スポーツ関係団体は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、競技力の向上等に果たすべき重要な役割に鑑みて、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(民間事業者の役割)

第八条 民間事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割の重要性を鑑みて、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(相互の連携)

第九条 県、県民、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

第二章 スポーツの推進に関する基本となる施策

(子どもの体力の向上及びスポーツ活動の充実)

第十条 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、学校、家庭及び地域との連携により、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教員による指導の充実を図るとともに、市町、スポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(地域におけるスポーツ活動の推進)

第十二条 県は、県民が健康で、生涯にわたって、性別、年齢等を問わず、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブの活動の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めることにより、県民がスポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供に努めるものとする。

(競技力の向上)

第十三条 県は、県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手をいう。以下この条において同じ。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において活躍できるよう、県のスポーツ選手又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会の開催等による県のスポーツ選手、その指導者及びスポーツ関係団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に發揮することができるよう、県のスポーツ選手の練習のための環境の整備、スポーツに関する科学的知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県のスポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすができるように環境の整備に努めるものとする。

(障がい者によるスポーツ活動の推進)

第十四条 県は、障がいに対する県民の理解を深め、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障が

いの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十四条 県は、スポーツを通じて地域における世代間又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じた取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、災害時への対応に配慮するとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
- 3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

第三章 推進計画

第十六条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な事項その他必要な事項を定めた計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 知事は、推進計画を策定しようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、三重県スポーツ推進審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第四章 スポーツの推進に関する施策の推進

(スポーツ推進月間)

第十七条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が自主的かつ主体的にスポーツ活動に参加できるようスポーツ推進月間を設ける。

- 2 県は、スポーツ推進月間に於いて、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツ活動への意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(県民等の協力)

第十九条 県は、県民、スポーツ関係団体及び民間事業者に対し、広く協力を求め、スポーツの推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

○岡山県スポーツ推進条例（平成24年7月3日条例第33号）

（目的）

第一条 この条例は、スポーツが心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神のかん養等のために重要であるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることに鑑み、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

（基本理念）

第三条 スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者的心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

3 スポーツの推進は、青少年(満十八歳に満たない者をいう。第十二条において同じ。)の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。

4 スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。

5 スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置き、現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「県のスポーツ選手等」という。)が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めるができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。

6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。

7 スポーツの推進は、スポーツが県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(次条及び第六条において「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第六条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村、他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努めるものとする。

(推進計画の策定)

第七条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、推進計画を策定するに当たっては、岡山県スポーツ推進審議会(岡山県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年岡山県条例第三十一号)に基づく岡山県スポーツ推進審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。

3 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県民のスポーツ活動への参加の促進)

第八条 県は、スポーツの持つ意義についての県民の理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第九条 県は、全ての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。)及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第十条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設(当該施設の設備を含む。次項において同じ。)の整備及び機能の維持増進に努めなければならない。

2 県は、県が設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。第十三条において同じ。)及びスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として有效地に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進)

第十一条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動を推進するため、当該スポーツ活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供)

第十二条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第十三条 県は、学校における体育の充実を図るため、教員の体育に関する資質の向上を図るとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害のある人のスポーツ活動の推進)

第十四条 県は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材及び団体の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上等)

第十五条 県は、競技水準の向上を図るため、県のスポーツ選手等又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による県のスポーツ選手等、その指導者及びスポーツ団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に發揮することができるよう、スポーツに伴う事故の防止等に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツ医学の活用の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、地域社会の各分野において活躍することができる知識及び技能の習得に対する支援並びに環境の整備に努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第十六条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民の交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの大会の開催又はスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十七条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められるものの顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山口県スポーツ推進条例（平成24年3月21日条例第2号）

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 スポーツの推進に関する基本的施策(第七条—第二十条)

附則

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等に資するとともに、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成することにより、地域の活性化にも重要な役割を果たしており、今日、県民共通の文化として県民生活の向上や地域社会の健全な発展に不可欠なものとなっている。

こうした中、山口県においては、全ての県民がスポーツをする、観みる、又は支える立場から参加したおいでませ！山口国体及びおいでませ！山口大会を契機として、スポーツに対する関心が一層の高まりを見せるとともに、選手の指導体制の整備による競技力の向上、地域に根差したスポーツに関する取組の普及、スポーツ施設の充実等、今後のスポーツの推進のための重要な基盤を得た。

この成果を次代に引き継ぎ、山口県の貴重な財産として活用し、健康で活力に満ちた県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、将来にわたり、各々の関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することを通じて、健やかで心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、並びに県及びスポーツ団体の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力のある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にその関心及び適性等に応じてスポーツに親しむことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、山口県のスポーツ選手が全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 3 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年によるスポーツ活動が生涯にわたる県民の心身の健康の増進と豊かな人間性の涵養のため特に重要であるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。
- 4 スポーツは、障害者の自立及び社会参加の促進に重要な役割を担うものであることに鑑み、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 5 スポーツは、これを通じて県民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるよう、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

(県の責務)

- 第三条 県は、前条に規定するスポーツの推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させよう努めるとともに、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町等の間の連携を促進するよう努めるものとする。
 - 3 県は、地域の振興に関する施策と連携してスポーツの推進を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、スポーツの推進に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

(市町との連携)

- 第四条 県は、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。
- 2 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じたスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(スポーツ団体の責務)

- 第五条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むとともに、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第六条 県民及び事業者は、スポーツが県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的なスポーツの発展及び将来の世代への継承に配慮するよう努めることによって、スポーツの推進に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 スポーツの推進に関する基本的施策

(推進計画)

第七条 知事は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(生涯スポーツの推進)

第八条 県は、県民が生涯にわたってその関心又は適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域において住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)の活動の支援、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

第九条 県は、競技水準の向上を図るため、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツの指導者の確保及び養成、スポーツ選手の練習のための環境の整備、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学の知見の活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年のスポーツ活動の充実)

第十条 県は、地域における青少年によるスポーツ活動の充実を図るため、学校、家庭及び地域の連携による青少年の体力の向上に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、学校教育におけるスポーツ活動の充実を図るため、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者スポーツの推進)

第十二条 県は、障害者が自動的かつ積極的にスポーツを行うことができるようするため、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、障害者スポーツに関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び体力の保持増進)

第十二条 県は、スポーツを通じた県民の健康及び体力の保持増進を図るため、運動の習慣の確立に向けた取組の促進、スポーツの指導者等に対する研修、スポーツにおける事故の防止に関する知識の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十三条 県は、スポーツを通じて地域における世代間及び世代内の交流又は地域間の交流を促進し、地域の活性化を図るため、地域スポーツクラブへの参加の促進、地域の特性に応じたスポーツに関する取組への支援、各種の競技会等の開催又は誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の促進)

第十四条 県は、県民が生涯にわたってその関心及び適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができる社会の実現に向けた県民の自主的な活動(以下「県民運動」という。)の促進を図るため、県民運動に関する普及啓発、県民運動の推進に寄与する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民、スポーツ団体、学校、事業者、市町等と連携し、県民運動を促進するための体制を整備するものとする。

(スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援)

第十五条 県は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ団体及び企業が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体及び企業によるスポーツ活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ推進月間)

第十六条 県民の間に広くスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、積極的にスポーツの推進に関する活動を行う意欲を高めるため、スポーツ推進月間を設ける。

2 スポーツ推進月間は、毎年十月とする。

3 県は、スポーツ推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(人材の育成)

第十七条 県は、スポーツの推進を担う専門的な人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(施設の整備及び利用)

第十九条 県は、県民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県民にとって身近なスポーツ活動の場の充実を図るために、学校その他の施設を容易に利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

○徳島県スポーツ推進条例（平成26年3月20日条例第43号）

徳島県は、剣山、吉野川及び県南部の海岸線をはじめとする豊かな自然を生かしたグラススキー、ラフティング、サーフィン等のアウトドアスポーツが盛んである。また、春の風物詩であるとくしまマラソンの開催や、県民に誇りと喜び、夢と感動を与えるスポーツ選手の活躍等を通して、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せている。そして、こうしたスポーツに親しみ、又はスポーツを楽しむため、広く県内外から訪れる人々を温かく迎えるお接待の文化が、本県には古くから根付いている。

このような本県の特性に加え、スポーツは、心身の健全な発達、健康の保持増進並びに体力及び運動能力の向上に重要な役割を果たす運動競技その他の身体活動であるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に資するものである。

さらに、スポーツは、家族や仲間とのふれあいを生み、地域間の交流を促進し、地域の連帯感や郷土を愛する心を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。

こうした県民生活においてスポーツが有する役割の重要性等に鑑み、スポーツの推進についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民の理解と参画のもとに、スポーツに関する環境の整備に努め、本県のスポーツ人口の増加や競技力の向上を目指し、スポーツによる明るく豊かな県民生活を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、若しくは観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

（基本理念）

第三条 スポーツの推進は、全ての県民が、少年期、青年期、壮年期、高年期等の各段階（以下「ライフステージ」という。）において、スポーツの有する意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

- 2 スポーツの推進は、スポーツを行う者的心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。
- 3 スポーツの推進は、青少年の体力の向上を図るとともに、公正さ及び規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。
- 4 スポーツの推進は、障がい者が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。
- 5 スポーツの推進は、県内に居住したことがあり、若しくは県内に活動の拠点を置くスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「県のスポーツ選手等」という。)が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。
- 6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。
- 7 スポーツの推進は、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の役割)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上のため、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第六条 県民及び事業者は、スポーツの県民生活及び地域社会において果たす役割について、理解を深め、将来の世代への継承に配慮するよう努めるとともに、地域におけるスポーツの発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 県、スポーツ団体、県民及び事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第八条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県民のスポーツ活動への参加の促進)

第九条 県は、スポーツに対する県民の関心を高め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

(ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進)

第十条 県は、全ての県民が生涯にわたって、ライフステージ、体力、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域におけるスポーツ活動を担う人材及び地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、ライフステージ、体力、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。以下同じ。)の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第十一條 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るために、県が設置するスポーツ施設(スポーツ施設の設備を含む。次項において同じ。)の整備並びに機能の維持及び改善に努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツの推進)

第十二条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツを推進するため、当該スポーツに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツに参加する機会の提供等)

第十三条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るために、青少年がスポーツに参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第十四条 県は、学校における体育の充実を図るために、体育に関する教員の資質の向上に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者のスポーツ活動の推進)

第十五条 県は、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障がい者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第十六条 県は、競技水準の向上を図るため、市町村、スポーツ団体等と協力し、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツ指導者の確保及び養成、スポーツに関する医学をはじめとする科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第十七条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の全国への発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民との交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの競技会その他の催しの開催、県外からのスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に特に功績があったと認められる者の顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されているスポーツの推進に関する県の計画であって、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第八条第一項の規定により策定された推進計画とみなす。

○スポーツ振興かごしま県民条例（平成22年6月25日条例第27号）

スポーツは、人類共通の文化の一つである。

体を動かすという人間の本源的な欲求を満たすとともに、精神的な充足、楽しさや喜びを与えてくれる。また、健康の保持増進、体力や運動能力の向上はもとより、社会性、協同性、規範意識、克己心やフェアプレーの精神を培い、特に青少年の健全な育成及び人格の形成に大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与する。

人々は、自らの可能性を追求する一方、古代オリンピックなど古くから、その競技技術を競ってきた。スポーツ選手のひたむきに取り組む姿は人々に夢と感動を与えるとともに、地元のスポーツ選手の全国や世界での活躍は県民の誇りであり、県民に連帯感と郷土意識を呼び起こす契機となるなど、活力ある社会の形成にも貢献している。さらに、各種の競技会、イベント、スポーツキャンプなどを通じた交流は、地域の経済発展や活性化にも資するものである。

このため、県民一人一人がスポーツの持つ意義について理解を深め、それぞれの関心や適性などに応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、支えることにより、健やかで心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現に向けてスポーツを振興していくことが重要である。

ここに、スポーツの振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、県民の理解と参加のもとで、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツに関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務及びスポーツ関係団体（主としてスポーツの振興を図る活動を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 スポーツに関する施策は、すべての県民が、それぞれの関心、適性、健康状態等に応じて、いつでもどこでもスポーツに親しむことができる機会が確保されるよう講ぜられなければならない。

2 スポーツに関する施策は、県民がスポーツの持つ意義について理解を深めるとともに、自主的にスポーツ活動に参加することにより、県民の体力の向上及び健康の保持増進が図られるよう講ぜられなければならない。

3 スポーツに関する施策は、スポーツ選手の育成、指導者の養成及び資質の向上、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用等競技力の向上に資する諸施策の効果的な推進が図られるよう講ぜられなければならない。

- 4 スポーツに関する施策は、青少年の心身の成長過程における体力及び運動能力の向上を図り、並びに豊かな人間性をはぐくむため、学校、家庭及び地域の相互の連携が促進されるよう講ぜられなければならない。
- 5 スポーツに関する施策は、スポーツ活動を通じて、すべての世代間及び地域間の交流が促進されるよう講ぜられなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、市町村及びスポーツ関係団体等(スポーツ関係団体、大学その他県民のスポーツ活動に資する活動を行う個人及び団体をいう。以下同じ。)が相互に連携してスポーツの振興に関する取組が進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第4条 スポーツ関係団体は、スポーツの振興を図るため、スポーツ活動の推進に主体的に取り組むとともに、県又は市町村が実施するスポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)

第5条 県は、市町村に対し、スポーツに関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策への協力を求めるものとする。

- 2 県は、市町村がスポーツに関する施策を実施するために必要な助言及び情報の提供その他の支援を行うものとする。

(県民の参加の促進等)

第6条 県、市町村及びスポーツ関係団体は、県民のスポーツに関する理解と関心を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。

- 2 県民は、青少年の健全な育成に当たって、社会性、規範意識及びフェアプレーの精神を培う等のスポーツの持つ意義を理解し、学校、家庭及び地域と連携してスポーツ活動に参加するよう努めるものとする。

(基本方針の策定)

第7条 知事は、スポーツの振興を推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 知事は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、鹿児島県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(生涯スポーツの推進)

第8条 県は、すべての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるようするため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、県民がスポーツ活動に参加する機会の提供及び環境の整備に努めるものとする。

(健康の保持増進)

第9条 県は、県民のスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、スポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第10条 県は、県民の障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技力の向上)

第11条 県は、競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、計画的なスポーツ選手の育成、競技会への派遣その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手の健康の保持、安全の確保及びドーピングの防止を図るため、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツドクター等の活用の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ関係団体及び企業によるスポーツ活動の促進)

第12条 県は、スポーツ関係団体及び企業がスポーツの普及及び競技力の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、スポーツ関係団体及び企業によるスポーツ活動を促進するため、環境の整備に努めるものとする。

(人材の育成)

第13条 県は、生涯スポーツを推進し、及び優秀なスポーツ選手を育成するため、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、研修会又は講習会の開催等指導者の養成及び資質の向上並びにスポーツ選手を育成するシステムの構築に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、優秀なスポーツ選手、指導者等が、その有する能力を幅広く社会に生かすができるよう環境の整備に努めるものとする。

(子どもの心身の健全な発達及び学校体育の充実等)

- 第14条 県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るために、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、地域におけるスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、学校における体育及びスポーツの充実を図るために、教員の資質の向上とともに、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、地域における指導者の活用及び環境の整備に努めるものとする。

(スポーツ施設の整備又は有効活用)

- 第15条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るために、市町村と協力して、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用に努めるものとする。
- 2 県は、県民のスポーツ活動の場として学校その他の公共の施設を容易に利用することができるようするために、市町村と協力して、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツの振興による地域づくり)

- 第16条 県は、市町村及びスポーツ関係団体等と協力して、スポーツを通じた地域の活性化、連帯感の醸成等を図るために、各種の競技会、イベント、スポーツキャンプ等の誘致又は開催その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第17条 県は、スポーツに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第7条の規定による基本方針は、この条例の公布の日からおおむね1年以内に策定されなければならない。
- 3 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、スポーツの振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

○スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなってい。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十二条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようになるとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての关心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な發揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受け入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会そ

の他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に關し必要な措置を講ずるに當たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

- 第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。
- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一條から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

- 第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

- 第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

- 第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。